

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年4月

この「支援制度のお知らせ」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策としての支援制度等をまとめたものです。  
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。  
なお、今後も感染症の影響を注視しながら、新たな支援制度等についても検討を行って参ります。支援制度等の詳細が決まり次第、順次お知らせいたします。

も く じ

## 1. 経済・生活面の支援

- 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費の返還 p. 1
- 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】 p. 2
- 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】 p. 2

## 2. 中小企業者への支援

### (1)各種助成制度

- 中小企業資金融資利子の助成 p. 2
- 中小企業資金融資保証料の助成 p. 3

### (2)中小企業者向け融資制度

p. 3~4

## 1. 経済・生活面の支援

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費を返還します



教育部学校教育課  
☎42-3512

### ◆新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費の返還とは

下記の「対象となる方」へ臨時休業により給食が中止となった日数に応じて、既に支払われた給食費を返還するものです。

### ◆対象となる方は

臨時休業を行った小・中学校に通う子どもの保護者

### ◆返還額は

給食が中止となった日数×給食単価

### ◆対象となる期間は

令和2年3月3日から令和2年3月24日まで

### ◆返還の手続きは

対象となる方には、別途通知いたします。



栗原市

## 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付が受けられます【特例貸付】



栗原市社会福祉協議会事務局  
☎23-8070 (栗原市築館薬師三丁目6-2)

### ◆生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度とは

下記の「対象となる方」が緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を行う制度です。

### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスの影響を受け、**休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための**貸付を必要とする世帯

### ◆貸付上限額

10万円以内  
※学校等の休業等の特例は20万円以内

### ◆利率

無利子（保証人不要）

### ◆返済期間は

2年以内(据置期間1年以内)

### ◆実施期間は

令和2年3月25日から  
令和2年7月末日まで

## 生活福祉資金（総合支援資金）の貸付が受けられます【特例貸付】



栗原市社会福祉協議会事務局  
☎23-8070 (栗原市築館薬師三丁目6-2)

### ◆生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度とは

下記の「対象となる方」が生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う制度です。

### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスの影響を受け、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、**日常生活の維持が困難となっている世帯

### ◆貸付上限額

・2人以上 月20万円以内  
・単身 月15万円以内  
※貸付期間：原則3月以内

### ◆利率

無利子（保証人不要）

### ◆返済期間は

10年以内(据置期間1年以内)

### ◆実施期間は

令和2年3月25日から  
令和2年7月末日まで

※原則、自立相談支援事業等による支援を受けることが要件となります。

## 2. 中小企業者への支援

### (1) 各種助成制度

## 中小企業向けの資金融資 利子を助成します



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

### ◆中小企業向け資金融資利子助成とは

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上げが減少した中小企業者が、金融機関から制度融資を受けた場合の利子分について助成をします。

### ◆対象となる方は

栗原市に本社または事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する制度融資を受けた中小企業者（注1）

### ◆利子助成の対象となる資金は

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)
- ・ マル経融資〔特別枠〕 (日本政策金融公庫)
- ・ 危機対応融資 (商工組合中央金庫)
- ・ セーフティネット資金〔保証4号〕 (宮城県)
- ・ セーフティネット資金〔保証5号〕 (宮城県)
- ・ 危機関連保証 (宮城県)
- ・ 中小企業経営安定資金 (宮城県)

### ◆利子助成率は

借入から3年間は融資に係る利子相当額  
借入から4年目及び5年目までは貸付金利の2分の1以内（上限0.80%以内）

### ◆利子助成対象融資限度額は

3,000万円

### ◆利子助成期間は

資金を借入した日から5年以内

### ◆申請に必要なものは

対象資金に係る金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し、融資実行計算書の写し

(注1)『中小企業者』：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者

<b>セーフティネット資金（保証4号）</b> <span style="float: right;">【宮城県】</span>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転資金または設備資金</li> <li>② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者</li> <li>③ 8千万円</li> <li>④ 1.30%以内</li> <li>⑤ 10年以内</li> <li>⑥ 2年以内</li> <li>⑦ 令和2年6月1日</li> </ul>	県内に本支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
<b>セーフティネット資金（保証5号）</b> <span style="float: right;">【宮城県】</span>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転資金または設備資金</li> <li>② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者</li> <li>③ 8千万円</li> <li>④ 1.30%以内</li> <li>⑤ 10年以内</li> <li>⑥ 2年以内</li> <li>⑦ 令和2年3月31日</li> </ul>	県内に本支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
<b>危機関連対策資金</b> <span style="float: right;">【宮城県】</span>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転資金または設備資金</li> <li>② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者</li> <li>③ 8千万円</li> <li>④ 1.30%以内</li> <li>⑤ 10年以内</li> <li>⑥ 2年以内</li> <li>⑦ 令和2年3月31日</li> </ul>	県内に本支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
<b>災害復旧対策資金</b> <span style="float: right;">【宮城県】</span>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転資金または設備資金</li> <li>② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者</li> <li>③ 5千万円</li> <li>④ 1.60%以内</li> <li>⑤ 10年以内</li> <li>⑥ 2年以内</li> <li>⑦ 令和2年6月30日</li> </ul>	県内に本支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫

## 新型コロナウイルス感染症を理由とする運転免許証の更新手続等について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができなかつた方については、以下のとおり対応がされております。

### 【対応の内容】

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

詳しくは、運転免許センターへお問い合わせください。

問合せ先：宮城県運転免許センター **022-373-3601**

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■ 栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>

## 中小企業向けの資金融資 保証料を助成します



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

### ◆中小企業向け資金融資保証料助成とは

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上げが減少した中小企業者が、金融機関から制度融資を受けた場合の保証料分について助成をするものです。

### ◆対象となる方は

栗原市に本社または事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する制度融資を受けた中小企業者（注2）

### ◆保証料助成の対象となる資金は

- ・セーフティネット資金〔保証4号〕（宮城県）
- ・セーフティネット資金〔保証5号〕（宮城県）
- ・危機関連保証（宮城県）
- ・中小企業経営安定資金（宮城県）

### ◆保証料助成額は

当初借入の際に支払った保証料で、その合計額が上限50万円に達するまでの全額

### ◆保証料助成対象融資限度額は

3,000万円

### ◆申請に必要なものは

対象資金に係る金銭消費貸借契約書の写し、信用保証決定に関する書類の写し

（注2）『中小企業者』：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者

## (2) 中小企業者向け融資制度

### ■凡 例

- ① 資金の用途・内容
- ② 融資の対象者（詳細な融資条件は融資機関へご確認ください）
- ③ 融資限度額
- ④ 貸付利率
- ⑤ 償還期間
- ⑥ 据置期間
- ⑦ 取扱期限（現時点で期限が定められているもののみ記載）

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付〔国民生活事業〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 6千万円
- ④ 0.46%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377  
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付〔中小企業事業〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 3億円
- ④ 0.21%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377  
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

### マル経融資〔特別枠〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 別枠1千万円
- ④ 0.31%以内
- ⑤ 10年以内
- ⑥ 4年以内

栗原市内各商工会  
日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377  
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

### 危機対応融資

【商工組合中央金庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 3億円
- ④ 0.21%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

商工組合中央金庫仙台支店 ☎022-225-7411